

平成十九年十一月二十日受領
答弁第二〇八号

内閣衆質一六八第二〇八号

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び七について

平成九年を期限とする在日米国大使館敷地に係る賃貸借契約に代わる新たな変更契約については、現時点で合意に達しておらず、平成十年分以降の貸付料については支払われてはいない。現在、その合意に向けて、米国と鋭意交渉中であり、交渉への影響にかんがみ、交渉中の事項の詳細を明らかにすることは差し控えたい。

四について

日本としては、御指摘の平成十七年九月以降、米国に対し納入告知書や督促状などの送付により支払を求めているほか、外交ルートを通じた文書の送付や米国側との協議により、変更契約の合意に向けた交渉を行っているところである。

五及び六について

米国に対する大使館敷地の貸付料債権については、本年十二月に平成十年分の貸付料債権の消滅時効期

限が到来するため、時効を中断するための措置を検討しているところである。